

補 習 科 諸 規 定

香川県立高松西高等学校補習科

誠実で着実な生活態度を堅持し、礼儀を重んじ、すべての面で在校生の模範となるよう勉学に励み努力する。

1. 服装等は、常に端正・清潔・質素を旨とし、次の各項を厳守すること。

(1)制服を着用すること。

・夏期は、略装を着用することができる。

・冬期は、黒・紺・ベージュ・グレーなど華美でない無地のコートを着用してもよい。またウィンドブレーカーについても華美でないものとする。

(2)靴は、黒色の革靴または華美でない運動靴とする。

(3)記章は、男子は左えりに、女子は左胸につけること。

(4)頭髮は、見苦しくなく、清潔なものとする。

(5)校舎内では、指定された上履きを着用すること。

(6)その他、すべて在校生に準ずる。

2. 欠席・遅刻等については、次の各項を厳守すること。

(1)欠席・遅刻の場合は、必ず保護者等が電話連絡をすること。

(2)欠課・早退の場合も担任に届け出ること。

(3)遅刻の場合は、登校次第ただちに担任に報告すること。

3. 登校後は、下校時まで校外に出てはならない。

やむなく外出する時は、担任に申し出ること。

4. 登校は8時40分まで、下校は原則として18時30分までとする。

5. 届・許可願は、在校生に準ずる。ただし、J R等の学割の利用はできない。琴平電鉄バスのみ利用可能。

6. 次の各項に掲げる行為は、これを厳禁する。

(1)暴力・脅迫・誹謗・中傷等、他人に危害をおよぼし、本校補習科生の品位を著しく傷つける行為。

(2)喫煙、または飲酒行為。

(3)風教上好ましくない所へ出入りする行為。

(例えば、パチンコ店、マージャン店、クラブ、遊戯場、酒類の出る喫茶店等)

(4)オートバイ・原付での登校。運転免許の取得。

(5)アルバイト。

(6)スマートフォンの校内での使用。(校内への持ち込みには許可が必要)

7. 補習科へ入科する者は、国公立大学への合格を第一の目標とし、5教科すべての科目を受験して、前期試験はもとより中期・後期試験まで全力を尽くすこと。

以上の補習科諸規定に違反したり、在校生の教育に支障を及ぼしたりする行為をした場合は、除籍とする。